

生活道路における自動車の法定速度30km/h

[令和8年(2026) 09月01日施行]

対象範囲は全国に及ぶため広い影響があります

改正道路交通法は2024年（令和6年）7月に成立
生活道路の法定速度30キロが決定、広い道は別に規制
全国一斉施行、身の回りに多い道路ではないですか

速度規制の対象となるのは、以下の3条件をすべて満たす道路

- **道幅が5.5メートル未満**
狭い道路での安全確保が目的とされています。
- **中央線や中央分離帯が設置されていない**
対向車線との区分が不明確な道路が該当します。
- **法定速度を示す標識が設置されていない**
別途40km/hなどの標識がある場合は、そちらが優先。

これらの条件に該当する道路では
改正施行後に、自動的に法定速度が30km/h

今まで、一般道路の80%が
スピード違反 無法地帯とは驚き！！

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

改正道路交通法施行令施行

令和8年9月1日

60 km/h → 30 km/h

以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです

- 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- 道路の構造上又は標識・標示により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車道及び減速車道以外のもの
- 自動車専用道路

警察庁・都道府県警察

